

平成 18 年 10-12 月期「民間企業資本ストック速報」における除却額の推計方法の変更について

平成 19 年 4 月 12 日
経済社会総合研究所
国民経済計算部

除却額の基礎統計として「法人企業統計調査」（財務省）のその他の有形固定資産（当期末減失固定資産）の系列を利用しているが、平成 18 年 10-12 月期の鉱業のデータ（3 月 5 日公表）において、過去の動向から考えると前期末値と当期末値の間に著しい非連続性が認められるため、異常値処理として以下のような推計方法の変更を行う。

（異常値処理の対象となるデータ：「法人企業統計調査」より抜粋）

平成 18 年 10-12 月期

その他の固定資産（当期末減失固定資産） / 鉱業 / 資本金 2 千万-5 千万

平成 18 年 7-9 月期 286 百万円

平成 18 年 10-12 月期 111,856 百万円

（推計方法の変更）

平成 18 年 10-12 月期のその他の固定資産（当期末減失固定資産）（鉱業）に関し、次の推計方法の変更を行う。

【変更前】

鉱業（全規模）のその他の有形固定資産（当期末減失固定資産）の額を使用。

【変更後】

鉱業（全規模）から鉱業（2 千万-5 千万円）を除いた額の前期比を使用して、鉱業（2 千万-5 千万円）の 10-12 月期値を推計する。

（参考）

民間企業資本ストック速報における除却額の推計方法は、「民間企業資本ストック年報 推計方法の概要」（内閣府ホームページで公開）を参照。

<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/toukei.html#s-kakuho>